

J R労働者が働きやすい環境づくりと社会に寄与する運動を作ろう!

# 東日本ユニオン 仙台地方本部

J R東日本労働組合仙台地方本部 発行責任者 阿部 勉 編集責任者 教宣部  
仙台市宮城野区東六番丁31-2 NTT電話 022-221-7375 NTT FAX 022-221-7509  
J R電話 031-3906 J RFAX 031-3909 メールアドレス unionsemdai@yahoo.co.jp

## 「仙台ルール」に困惑する社員

## エルダー制度

### 再雇用先、今だに提示されず

エルダー制度は、平成30年4月に制度改正が行われ、本体雇用を含む業務範囲の拡大と基準賃金の引上げなど労働条件の一部が変更された。今まで培ってきたスキルが活かせる、技術継承の一翼を担うことは、社員にとってモチベーションになるはずだったが？

制度運用は当初のスケジュールが大幅に遅れ、6月1日現在、仙台支社では、4月から6月生まれの社員に誕生月ごと、段階的に再雇用先が提示され、誕生日が、それ以降の社員は、いまだに提示されていない。

### 回答は「鋭意努力」

### の繰り返し

このような「仙台ルール」により当該社員は生活設計もままならず不安な日々が続いている。地方本部は仙台支社に対して何度となく早急な提示を求めてきたが、その都度「鋭意努力しており、もう少し待ってほしい」との回答に終始している。実務作業の遅れは「制度改正ありき」で進められた結果で、ルール変更ともいえる誕生月による提示は当該社

## 豆知識 労災について

【労災による休業補償】労災事故が発生した場合、当該事業主は、労働基準法により補償責任を負わねばならない。労働基準監督署にその事故を報告しなかったり、虚偽の報告を行ったりした場合に刑事責任が問われることがある。なお、休業4日未満の労働災害については、労災保険によってではなく、使用者が労働者に対し、休業補償を行わなければならないことになっている。

【治療費の負担】労災が原因である怪我の治療に、私傷病のみならず、労災が原因で発生した場合は、当該事業主は、労働基準法により補償責任を負わねばならない。労働基準監督署にその事故を報告しなかったり、虚偽の報告を行ったりした場合に刑事責任が問われることがある。なお、休業4日未満の労働災害については、労災保険によってではなく、使用者が労働者に対し、休業補償を行わなければならないことになっている。

5名中2名に  
本体雇用の提示  
地本組合員では、該当者19名のうち5名に再雇用先が提示された。営業関係社員で出向中

の社員は現状のままとなり、他の2名が本体雇用で短日勤務、勤務地も希望通りとなった。本体雇用を希望していた運転関係社員はグループ会社への出向となった。ただし、勤務箇所は第1希望の地区で業種よりも勤務地が優先される形となった。これは、転勤が本体雇用に影響を及ぼす一つであることを示す今年度社員との締結

業務が完了しないなか、2019年度当該社員への調査が既に始まっている。当該社員、担当者の戸惑いは容易に想像できる。  
年金受給までの繋ぎだけでなく、働きがいの創出がエルダー制度のもう一つの目的とするならば、社員が安心して利用できるよう、スケジュールの遵守、迅速な情報開示と運用の公平性を保つことが強く求められる

# 第4回ゴルフ大会を開催

## 好天のもと32名が参加



た、新潟地本の田辺勉さんが見事優勝の栄冠を手にした。OUT4、IN42とコンスタントにスコアをまとめた、同じ新潟地本の水信康則さんが、ベスグロを獲得した。

仙台地方本部は、5月21日、山形ゴルフ倶楽部において組合員、OBなど32名参加のもと「第4回地本執行委員長杯ゴルフ大会」を開催した。新緑がまぶしい快晴無風の絶好のコンディションのなかで、腕自慢たちが豪快な一打を次々と披露した。好スコアが続出する中、2日前に急遽「代打」での参加が決まっ



加藤博さんが元気に「乾杯」

「受賞は辞退しろ」な

## 中央執行委員会が見解を示す

### 2018年夏季手当妥結

ど冷やかしの声も上がり、会場は和やかな雰囲気にも包まれた。



賞品を受け取る田辺さん(右)

順位	氏名	所属
優勝	田辺 勉	新潟
準優勝	戸田登美夫	新潟
3位	松木和彦	山形
ベスグロ	水科康則	新潟

東日本ユニオンは成果に対する応分の配分として2018年度夏季手当について「基準内賃金の3.2ヶ月分の支払い」「55歳以上の社員への一律5万円の加算」「グリーンスタッフの精勤手当への一律5万円の加算」を求め、5月21日に申第14号として経営側に申し入れを行いました。

みだした労苦に対し、満額回答で応えるべき」「ボーナスが生活給である実態がある以上、満額回答は不可欠」との主張を展開した。一方の経営側は、ネガティブ要素を前面に押し出し、「来期は人件費や業務委託費、動力費等のコスト増加により増収『減益』を計画している」「当社の期末手当は高い水準であり、世間から突出感

のないように留意すべき」との主張を展開した。

6月12日に経営側より示された回答は「基準額は基準内賃金の2.91ヶ月分」「55歳以上の社員およびグリーンスタッフへの加算は行わない」という納得しがたいものでした。

中央執行委員会では「過去最高の決算を更にし続けたにも関わらず、3年連続同水準の回答は納得できない」旨を確認する一方、申し入れを提出して以降、協約に基づいた労使の真摯な議論を通して結論を導き出した現実を受け止めるべき」「悔しさを次の取り組みにつなげるべき」との確認をした。その結果「妥結」の判断を行い、6月13日、経営側にその旨の通告を行った。今夏季手当の取り組みにおける悔しさや怒りを「エルダー社員基本賃金改善」の取り組み、さらには「2018年度年末手当」の取り組みにつなげ、全てのJR労働者とともに要求を実現するために、すべての職場においてJR労働者の東日本ユニオンへの組織化に向け、中央本部が先頭に立つ決意を明らかにして、2018夏季手当妥結に関する見解を示した。

### 行事日程

- ▽6月26日 竹嶋前委員長長慰労会(国際ホテル)
- ▽7月14日 第6回本部定期大会(ホテルラングウッド)
- ▽8月2日 第5回地本定期大会(仙台生涯学習支援センター)
- ▽6月1日(敬称略) 立崎一男(二戸営業所エルダー)

### 組合員の異動

〔完〕